

議案第 27 号

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
とおり改正しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊
賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「修了した者」の次に「(放課後児童支援員の行う職
務に従事することとなった日から2年を経過するまでの間に、修了することが見込まれる者
を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。